

準備事業等における主な指摘事項について

1. 準備事業における指摘事項

(1) 保健指導レベルの階層化について（別紙参照）

- 千葉県九十九里町の健康診査の結果（対象者：40～64歳）によれば、健診受診者1,355人のうち、「動機づけ支援」又は「積極的支援」とされた者の数が、ステップ3までで989名（約73.3%）、ステップ4までで751人（約55.6%）にのぼる。
- ステップ4において、「情報提供」から「動機づけ支援」となる者が1名、「動機づけ支援」から「積極的支援」となる者が5名と少数である一方で、「動機づけ支援」から「情報提供」となる者が239名、「積極的支援」から「動機づけ支援」となる者が47名と多数にのぼる。
- メタボリックシンドロームの有病者・予備群であっても、階層化のステップ4において、質問票に該当する項目がなければ、保健指導レベルが、「積極的支援」から「動機づけ支援」又は「動機づけ支援」から「情報提供」に保健指導のレベルが変更となる。
- 効果的、効率的に保健指導を行うためには、メタボリックシンドロームの有病者・予備群等、生活習慣の改善により、脳・心臓疾患の予防効果が大きく期待できる者を明確にし、優先的に保健指導を実施すべきではないか。
- また、健診データを評価し、必要に応じて、階層化の方法を見直す必要があるのではないか。

(2) 運動指導をする際の運動可否判

- 特定保健指導の中の「運動指導」を実施する際、運動負荷により脳・心臓疾患を発症するおそれがある者をスクリーニングする方法、運動指導を行ってよいかどうかの判断方法はないのか。

2. その他の指摘事項

(1) 健康診査の項目について

- 標準的な健診・保健指導プログラムで示された特定健診の項目案と、現在の労働安全衛生法に基づいて行われている事業者健診の項目との間で、整合していないところがある。

(例) LDLコレステロール、血清尿酸、空腹時血糖、ヘモグロビンA1C、尿潜血、血清クレアチニン、眼底検査

- また、質問票についても、標準的な健診・保健指導プログラムで示された質問票の項目について、詳細に労働安全衛生法施行規則では定められていない。
- 健診項目がずれたままの場合、労働者（＝被保険者）に2度の受診を求めることになり、労働者に対して不必要な負担を強いることになる。
- 事業者と健康組合の費用分担を複雑にし、事務手続きも複雑になる。

(参 考)

- ・労働基準局において、「労働安全衛生法における定期健康診断等に関する検討会」を設置し、「標準的な健診・保健指導プログラム（暫定版）」等を念頭において、労働安全衛生法における定期健康診断の健診項目等について、検討中（第2回会合を平成18年11月6日（月）に開催）。
- ・その他、労働者の負担を最小限にし、事務手続きを極力簡素化する方向で関係部局において調整中。

(2) 労働安全衛生法に基づく保健指導の取扱い

- 高齢者医療法において、特定保健指導の実施を健保組合に義務づけているが、労働安全衛生法に基づく努力義務として、事業者が行っている保健指導との関係について、標準的な健診・保健指導プログラム（暫定版）に明示されていない。
- このため、そのまま放置すると、労働者が事業者の保健指導と特定保健指導を2回受けることになる。

メタボリックシンドロームと健診結果の保健指導レベルの判定

千葉県九十九里町のH18年度基本健診データ(1355人分)より作成

ステップ1	ステップ2	ステップ3(健診結果の保健指導レベル)			計	
		情報提供レベル	動機づけ支援レベル	積極的支援レベル		
(1) 腹囲 M \geq 85cm, F \geq 90cm	メタボリックシンドローム基準適合者			215人	215人	421人
	メタボリックシンドローム予備群者		31人	125人	156人	
	その他		50人	0	50人	
(2) 腹囲 M<85cm, F<90cm かつBMI \geq 25	プログラムに準じる	16人	42人	39人	97人	
(3) (1), (2)以外	プログラムに準じる	344人	435人	52人	831人	
計		360人 (26.7%)	558人 (41.4%)	431人 (31.9%)	1349人 (100%)	

健診対象者 3,425人

健診受診者 1,355人

* 検査データの不備のある者は表より除外